

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成24年6月22日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人インターナショナルコミュニティ倶楽部

(2) 代表者名

北川 壽一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区河原町三条東北角 早川ビル4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民・企業・行政・教育機関及び在日外国公館、日本在留外国人社会等と連携しながら、海外から日本に勉強に来ている外国人留学生及び日本に在留し生活している外国人の生活環境向上に関する事業を行うとともに、国際都市京都の地理的拠点性を活かし、これから国際活動に携わっていく日本の若い世代に対して、国際人としての育成を行うとともに、経済・学術・文化・芸術・スポーツ等を含めた国際交流機会の創出、国際交流活動の支援などを進め、人種・国籍・文化などの違いによる差別や偏見のない、誰もが安心して生活でき、自己実現を可能とする市民社会の形成に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月8日

(文化市民局地域自治推進室)